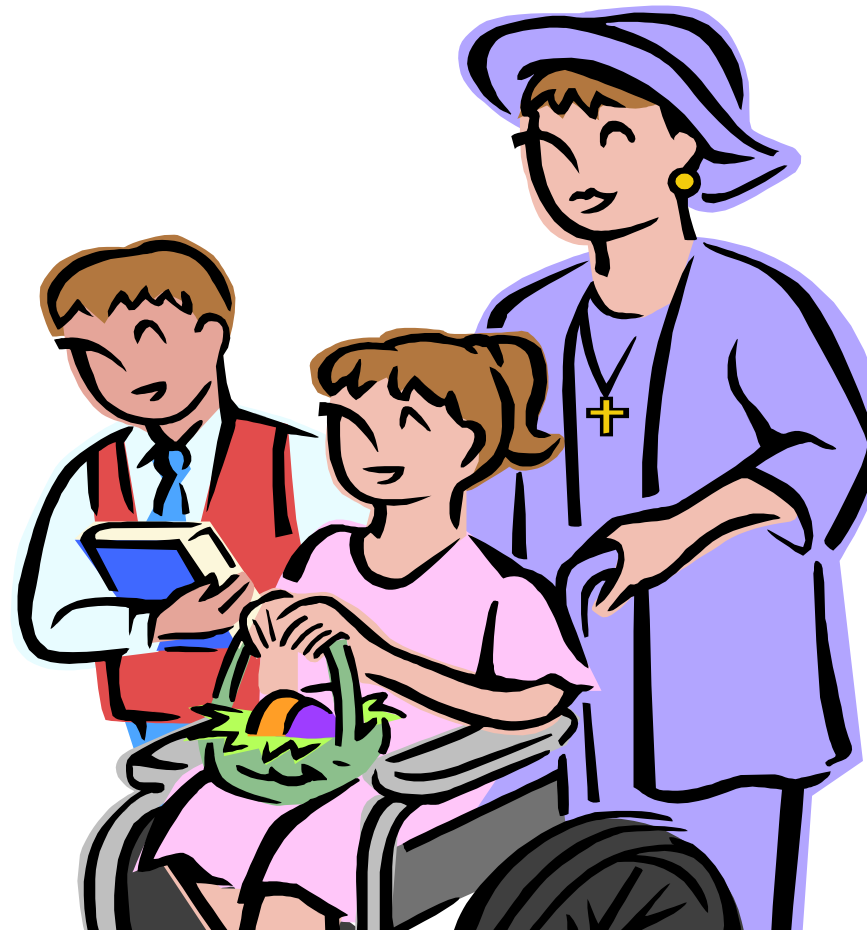


じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいほうほう      へんこう  
**重度心身障害者医療費助成方法の変更について**

じゅきゅうしゃむ  
**(受給者向け)**

ばん  
**< わかりやすい版 >**



へいせい ねん がつ  
平成 26 年 1 1 月から

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひ じょせいほうほう か  
重度心身障害者医療費の助成方法が変わります。

まどぐちむりょうほうしき じどうかんぷほうしき へんこう  
窓口無料方式から自動還付方式に変更します。

いりょうひむりょう か  
医療費無料は、変わりません。

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいせいど  
**重度心身障害者医療費助成制度とは？**

しょうがい かた けんこう まも ちいき あんしん せいかつ おく  
**障害のある方の健康を守り、地域で安心して生活を送っていた**  
だくため、ほけんてきょういりょうひ じ こ ふ た ん ぶ ん ぜんがくじょせい せいど  
**保険適用医療費の自己負担分を全額助成する制度です。**  
けんない しちょうそん じっし  
**県内すべての市町村で実施しています。**

# じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいせいど たいしょうしゃ 重度心身障害者医療費助成制度の対象者

しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう も かた  
身体障害者手帳 1～3 級 をお持ちの方

りょういくてちょう も かた  
療育手帳 A をお持ちの方

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう も かた  
精神障害者保健福祉手帳 1～2 級 をお持ちの方

こくみんねんきんしょうがいとうきゅう きゅう そうとう かた  
国民年金障害等級 1～2 級 に相当する方

じょせいないよう ほけんてきょういりょうひ じ こふたんぶん ぜんがく  
助成内容 保険適用医療費の自己負担分の全額

しょとくせいげん  
所得制限

さいみまん とくべつじどうふようてあて しょとくせいげん てきょう  
20 歳未満・・・特別児童扶養手当の所得制限を適用

ふよう ひと ばあい ほごしゃ しょとく えん  
(扶養している人がいない場合で保護者の所得4,596,000円)

さいいじょう とくべつしょうがいしゃてあて しょとくせいげん てきょう  
20 歳以上・・・特別障害者手当の所得制限を適用

ふよう ひと ばあい ほんにん しょとく えん  
(扶養している人がいない場合で本人の所得3,604,000円)

# じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいせいど か 重度心身障害者医療費助成制度がどう変わるの？

じぜん しちょうそん まどぐち じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいきん う と  
事前に市町村の窓口で重度心身障害者医療費助成金を受け取る

こうざ してい  
口座を指定していただきます。

いりょうきかん びょういん じゅしん とき いりょうひ しはら  
医療機関(病院など)を受診した時に、いったん医療費を支払っ  
ていただきます。

げつご しはら いりょうひ じどうてき こうざ ふりこ  
3か月後に支払った医療費が自動的に口座に振込まれます。

ほけんてきよういりょうひ      じこふたんぶん      しはら  
いったんの保険適用医療費の自己負担分を支払うこと

せいかつ      ふあん  
でこれからの生活に不安があるときは？

けん      ほけんてきよういりょうひ      じこふたんぶん      しはら      ひつよう      しきん  
県では保険適用医療費の自己負担分の支払いに必要な資金を  
じぜん      か      せいど      そうせつ  
事前にお貸しする制度を創設します。

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひたいよせいど  
重度心身障害者医療費貸与制度

もうしこみまどぐち      す      しちょうそん      しょうがいふくしたんとうまどぐち  
申込窓口：お住まいの市町村（障害福祉担当窓口）

もうこ      まいつき      かい      うけつけ      ずいじ  
申込み      ：毎月1回（受付は随時）

たいよりし      むりし  
貸与利子      ：無利子

たいよげんどがく      げんそく      こうがくりょうようひせいど      じこふたんげんどがく  
○貸与限度額：原則、高額療養費制度の自己負担限度額

れんたいほしょうにん      ふよう  
○連帯保証人：不要

しょうとくせいげん もう  
**所得制限：設けません**

しょうかんほうほう いりょうひじょせいきん かしつけ へんさい じゅうとう  
**償還方法：医療費助成金を貸付の返済に充当**

# なぜ今見直しが必要なの？

まどぐちむりょうか      ペナルティ      かいひ  
窓口無料化によるペナルティを回避(さけること)するためです。

けん      へいせい      ねん ど      まどぐちむりょうか      じっし      じっしまえ  
県では平成20年度から窓口無料化を実施したところ、実施前の  
へいせい      ねん ど      くら      けいひ      おくえんぞうか      ぞうか  
平成19年度と比べて経費が19.2億円増加しました。増加し  
けいひ      ペナルティ      ほ      ようするけいひ      おくえん      ぞうか  
た経費のうちペナルティの補てんに要する経費は8.7億円(増加  
けいひ  
経費の45%)を占めています。

ざいげん      けんみん      みな      ぜいきん      つか      かた  
この財源は、すべて県民の皆さまの税金であり、使い方としては  
さら      くふう      ひつよう  
更なる工夫が必要です。



# 「ペナルティ」とは

まどぐちむりょうか おこな しちょうそん たいしょう ほんらい くに ふたん  
窓口無料化を行う市町村を対象に、本来であれば国が負担す  
べき国民健康保険の国庫負担金等を減額する措置（国からのお金  
が少なくなること）

## 理由

まどぐちむりょうか いりょうひ ぞうか ぶん くに ふたん  
窓口無料化により医療費が増加した分を国が負担するこ  
とは、まどぐちむりょうか じっし しちょうそん こうへいせい か  
窓口無料化を実施していない市町村との公平性を欠く  
ため

# みなおし こうか 見直しの効果は？

しょうらい あんてい じぞくかのう つづ じぎょう  
将来にわたり、安定した持続可能な(ずっと続けられる)事業  
とします。

いりょう びょういん い いしゃ じゅうようど たか  
医療(病院に行ったり医者にみてもらうこと)の重要度が高い  
しょうがい かた せいど しょうらい あんてい じぞく  
障害のある方のため、この制度を将来にわたり、安定した持続  
かのう つづ じぎょう まも  
可能な(ずっと続けられる)事業として守ることができます。

ペナルティを解消して、障害者ニーズ(したいこと)への対応  
きょうか ぺなるてい よう けいひ しょうがいしゃ  
を強化します。これまでペナルティに要していた経費を障害者  
せさく いっそう じゅうじつ かつよう  
施策のより一層の充実に活用します。

# Q & A

Q 1 じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいせいど 重度心身障害者医療費助成制度はなくなるの？

A 1 じょせい ほうほう まどぐちむりょうほうしき じどうかんぷほうしき へんこう 助成の方法を窓口無料方式から自動還付方式に変更しますが、じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいせいど けいぞく じょせい 重度心身障害者医療費助成制度は継続します。助成のたいしょうしゃ ないよう か対象者や内容もこれまでと変わりません。

Q 2 じどうかんぷほうしき じゅしん じゅきゅうしゃしょう ていじ 自動還付方式でも受診のたびに受給者証を提示するの？

A 2 じゅしん じゅきゅうしゃしょう ていじ これまでどおり、受診のたびに、受給者証を提示していただきます。ていじ ばあい りょうしゅうしょ しちょうそん まどぐち じさん 提示がない場合は、領収書を市町村の窓口を持参しかんぷ てつづ還付手続きをしてもらうことになります。

Q 3 <sup>いりょうひ</sup> <sup>しはら</sup> いったん医療費を支払うことのほかにすることがあるの？

A 3 <sup>いりょうひ</sup> <sup>しはら</sup> <sup>いがい</sup> <sup>か</sup> いったん医療費を支払ってもらうこと以外は変わることは  
<sup>しはら</sup> <sup>いりょうひ</sup> <sup>てつづ</sup> ありません。支払いをした医療費は、手続きをしなくても、お  
<sup>げつ</sup> <sup>ご</sup> <sup>じゅきゅうしゃ</sup> <sup>こうざ</sup> <sup>じどうてき</sup> <sup>ふ</sup> <sup>こ</sup> よそ3か月後に受給者の口座に自動的に振り込まれます。

Q 4 <sup>へいせい</sup> <sup>ねん</sup> <sup>がつ</sup> <sup>へんこう</sup> なぜ（平成26年）11月から変更するの？

A 4 <sup>じゅうしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいきん</sup> <sup>じゅきゅうしかくしゃしょう</sup> 重度心身障害者医療費助成金の受給資格者証は、  
<sup>まいとし</sup> <sup>がつついたち</sup> <sup>こうしん</sup> <sup>こうしん</sup> <sup>じ</sup> <sup>き</sup> <sup>あ</sup> 毎年11月1日に更新することになっています。更新時期に合  
<sup>じょせいほうほう</sup> <sup>へんこう</sup> <sup>じゅきゅうしゃ</sup> <sup>みな</sup> <sup>ふたん</sup> わせて助成方法を変更することで、受給者の皆さまの負担を  
<sup>へ</sup> 減らすことができます。

# と あ さき お問い合わせ先

やまなしけん ふくしほけんぶしょうがいふくしか  
山梨県福祉保健部 障害福祉課

TEL:055-223-1495

FAX:055-223-1464

じゅうしょ やまなしけん こうふしまるのうち

住所：山梨県甲府市丸の内1-6-1

E-mail : shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp